

排水設備の設置に関する基準

(神石高原町農業集落排水処理施設条例施行規則第2条(抜粋))

第2条 排水設備の設置は、次の基準によらなければならない。ただし、土地の状況その他の理由により、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 取付管と排水管の管底高に食い違いの生じないようにすること。
- (2) 宅地内汚水ますの材質は塩化ビニールによる既製品を原則とするが、コンクリート製品を使用する場合には、内壁に排水管が突出しないように取り付け、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。
- (3) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (4) 排水設備は、陶器、コンクリート、レンガ、塩化ビニールその他の耐水性の材料を使用し、漏水しないようにしなければならない。
- (5) 排水管の材質は、原則として、塩化ビニール管の薄肉管(VU)を使用すること。
- (6) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (7) 排水管の内径は、100ミリメートル以上とし、家庭排水等を支障なく流下させることができるものとする。ただし、一つの排水機器から家庭排水等を流入させる排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。
- (8) 家庭排水等を排除すべき排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では20センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難しい場合であつて、必要な防護工を施したときは、この限りではない。
- (9) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

ア 家庭排水等の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。

イ 管渠の長さが、その内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲において管の清掃上適当な箇所
- (10) ます又はマンホールには、密閉のできる蓋を設けること。
- (11) ますの底には、接続する管の内径又は内のり幅に応じ、相当の幅のインパートを設けること。
- (12) 水洗便所、台所、浴場等の家庭排水等流入させる箇所には、必ず清掃に支障のない構造のトラップ等の防臭装置を設けること。
- (13) 台所、浴場、洗濯場、洗面所等の家庭排水を排除する箇所には、必要な網目をもった耐久性のある阻集装置を設けること。
- (14) 暗渠の起点その他必要な箇所には、外気通風の装置を設けること。
- (15) 油脂類を流出する箇所には、油脂類の流下を有効に防止するための油脂遮断装置を設けること。
- (16) 地下室その他家庭排水等の自然流下が十分でない場所には、ポンプ装置を設けること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、施設の占用・原状回復等については、関係機関と協議すること。